

【Ⅲ－4－1 発症早期からのリハビリテーション介入の推進－①】

① 発症早期のリハビリテーションの更なる推進及び休日のリハビリテーションの適切な評価

第1 基本的な考え方

入院直後における早期リハビリテーション介入の推進及び効果的なりハビリテーションを推進する観点から、より早期に開始するリハビリテーションを評価する。

休日であっても平日と同様のリハビリテーションを推進する観点から、休日におけるリハビリテーションについて、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

早期リハビリテーション加算の評価を見直し、入院した日から起算して3日目以内は増点し、4日目以降は減点する。また、加算可能な期間を入院した日から起算して14日目までとする。

土日祝のリハビリ実施を評価する観点から、休日リハビリテーション加算を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、<u>入院した日から起算して14日</u>を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき●●点（<u>入院した日から起算して4日目以降は1単位につき●●点</u>）を所定点数に加算する。<u>ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院</u></p>	<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、<u>発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して30日</u>を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき<u>25点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

中のものに対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、1単位につき●●点を所定点数に加算する。

※ 廃用症候群リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料についても同様。

【脳血管疾患等リハビリテーション料】

[算定要件]

2 注 1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したものの（区分番号 A 2 4 6 の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき●●点（起算日から4日目以降は1単位につき●●点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。また、入院中の患者以外の患者については、退院前の入院日を起算日とする。

3・4 (略)

5 注 1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したのも

【脳血管疾患等リハビリテーション料】

[算定要件]

2 注 1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したものの（区分番号 A 2 4 6 の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

3・4 (略)

(新設)

は他の保険医療機関を退院したも
の（区分番号 A 2 4 6 の注 4 に掲
げる地域連携診療計画加算を算定
した患者に限る。）に限る。）に
対して、休日にリハビリテーショ
ンを行った場合は、それぞれ発
症、手術又は急性増悪から30日目
までを限度として、休日リハビリ
テーション加算として、1単位に
つき●●点を所定点数に加算す
る。

※ 運動器リハビリテーション料に
ついても同様。